

市長及び副市長の給料の特例に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市条例第 1 5 号

市長及び副市長の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市長及び副市長の給料の特例を定めるものとする。

(市長の給料の特例)

第 2 条 令和 7 年 4 月における市長の給料月額、市長及び副市長の諸給与条例(昭和 2 9 年多久市条例第 5 1 号。以下「条例」という。)第 2 条の規定にかかわらず、条例別表に規定する給料月額から、当該額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を減じた額とする。

(副市長の給料の特例)

第 3 条 令和 7 年 4 月における副市長の給料月額は、条例第 2 条の規定にかかわらず、条例別表に規定する給料月額から、当該額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 市長及び副市長の給料の特例に関する条例(平成 3 0 年多久市条例第 1 2 号)は、廃止する。